

事業名	市街地循環バス等運行事業		新規又は継続			
			継続			
歳出予算科目	2 款 1 項 4 目					
担当課	政策財政課					
1. 予算の状況 (千円)						
令和3年度 当初予算	令和4年度 当初予算	左の財源内訳				
		国県支出金	地方債	その他	一般財源	
92,989	93,007	17,000			76,007	
2. 趣旨						
<p>「十和田市地域公共交通網形成計画」に基づき、市街地における公共交通の利便性向上を目的とした市街地循環バス等を運行します。</p>						
3. 概要						
(1) 事業内容						
・ 運行期間及び運行時間		令和4年4月1日～令和5年3月31日 8時頃から17時頃まで				
・ 運行区域						
①市街地循環バス		まちなか交通広場を中心に4ルート×各6便 ※3ルートから4ルートに拡大				
②西地区シャトルバス		市街地～法量間を1日2往復(4便) ※路線バス(赤沼経由西高線)の廃止に伴い停留所を追加				
・ 利用料金		1乗車100円				
・ 停留所		53か所(公共施設、スーパー、病院等)				
(2) 事業費						
・ 市街地循環バス等運行业務委託料		89,350千円				
・ バスロケーションシステム使用料		193千円				
・ 屋内型サイネージ(中央病院)システム利用料		283千円				
・ バス運行に係る維持管理(リーフレット作成、車検費用等)		3,181千円				
4. その他						
<p>当該事業は、県補助事業である「電源立地地域対策交付金」を活用し、実施します。</p>						

事業名	公共交通対策事業	新規又は継続
		新規・継続
歳出予算科目	2款1項4目	
担当課	政策財政課	

1. 予算の状況 (千円)

令和3年度 当初予算	令和4年度 当初予算	左の財源内訳			
		国県支出金	地方債	その他	一般財源
9,038	20,997			765	20,232

2. 趣旨

路線バスが廃止された地域における公共交通の確保のため、市地域公共交通会議による予約制乗合タクシーを運行します。

また、市の持続可能な公共交通体系の構築に向け、「十和田市地域公共交通計画」を策定します。

3. 概要

(1) 予約制乗合タクシーの運行

路線バス（東病院六日町線）の廃止に伴い、新たに藤坂・伝法寺地区を加え市内4地区において予約制乗合タクシーを運行します。

- ・運行区域（4地区）
 - ①大下内・八斗沢地区（おとたく）
 - ②深持地区（ふかたく）
 - ③切田地区（きりたく）
 - ④藤坂・伝法寺地区（ふじたく）【新規】
- ・事業費 負担金 10,938 千円

(2) 十和田市地域公共交通計画の策定【新規】

- ・計画期間 令和5年度から令和9年度
- ・事業費 負担金 9,726 千円
その他事務費 333 千円

予約制乗合タクシー 令和4年4月開始

ご利用には事前登録が必要です。
登録については、下記お問い合わせ先(十和田市地域公共交通会議事務局)にご連絡ください。

予約方法
ご利用になりたい日時、時間を下記予約センターに電話で予約します。
【予約センター】 電話番号 23-5372
受付時間 平日9時～17時
ご利用希望日の前日までにご予約ください。
※休日明けにご利用のお客様は、休日前の平日17時までにご予約ください。

運賃・支払方法
1回(片道)500円または300円を回数券で支払います。
伝法寺地区512,513で乗降の場合は1回(片道)1,000円または600円になります。
※現金での支払いはできません。
回数券の購入方法
タクシー車内のみで販売しております。
①2枚つづり回数券 1,000円(1回500円)
②10枚つづり回数券 3,000円(1回300円)※有効期限:購入から1ヵ月

運行日時
月～金曜日の平日
1便 藤坂・伝法寺 8:00 → 市街 8:30
2便 藤坂・伝法寺 10:00 → 市街 10:30
1日4便(2往復) 運送時間は目安です。
3便 市街 13:00 → 藤坂・伝法寺 13:30
運休日 土日祝日及び年末年始
4便 市街 16:00 → 藤坂・伝法寺 16:30

お問い合わせ先 ~ご意見やご質問など、お気軽にご相談ください~
十和田市地域公共交通会議事務局(十和田市政策財政課内)
〒034-8615 十和田市西十二番町6番1号
電話:0176-51-6710 ファックス:0176-24-9616

4. その他

当該事業は、「地域振興基金」を活用し、実施します。

事業名	道路整備事業	新規又は継続			
		継続			
歳出予算科目	8款2項2目、8款2項3目、8款2項4目				
担当課	土木課				
1. 予算の状況（千円）					
令和3年度 当初予算	令和4年度 当初予算	左の財源内訳			
		国県支出金	地方債	その他	一般財源
1,168,361	1,319,777	113,322	296,200	84,000	826,255
2. 趣旨					
道路環境の充実を目指し、道路施設等の維持・修繕及び改修工事を実施するとともに、道路利用者や車両の交通安全確保のため、市街地及び地域の生活基盤である生活道路を整備します。					
3. 概要					
<p>(1) 事業内容</p> <p>①市道管理事業 405,500 千円 維持補修：24 路線（側溝補修、歩道補修、車道補修、区画線等）</p> <p>②道路改良事業 622,077 千円 実施路線：34 路線（調査測量、登記測量、改良工事等）</p> <p>③焼山線色内橋橋梁架替事業 80,100 千円 【継続費設定：令和4年度から令和5年度 総額 140,200 千円】</p> <p>④道路橋梁補助事業 212,100 千円 実施事業数（国交付金・補助金制度を活用） 道路2事業、橋梁1事業</p> <p>(2) 子育て支援施策関連（交通安全事業等）</p> <p>①中楸深持線（車道、路肩舗装）</p> <p>②前谷地6号線（歩道新設交通量調査測量）、三本木稲吉線（歩道改良測量設計） 野球場西六番町線（車道、路肩拡幅）、相坂旧国道線（路肩整備）</p> <p>③相坂西五番町線（車道、歩道改良）</p>					
4. その他					
当該事業は、国庫補助事業である「道路メンテナンス事業補助金（補助率56.1%）」、「道路交通安全施設等整備事業補助金（補助率56.1%）」及び「社会資本整備総合交付金（補助率51%）」、「公共事業等債」、「過疎対策事業債」、「緊急自然災害防止対策事業債」並びに「地域振興基金」を活用し、実施します。					

事業名	市営住宅整備事業 ((仮称) 市営住宅北園団地・瀬戸山団地整備事業)	新規又は継続 継続			
歳出予算科目	8 款 4 項 1 目				
担当課	都市整備建築課				
1. 予算の状況 (千円)					
令和3年度 当初予算	令和4年度 当初予算	左 の 財 源 内 訳			
		国県支出金	地方債	その他	一般財源
28,483	253,314	112,505	134,000		6,809
2. 趣 旨					
<p style="margin: 0;">老朽化した市営住宅金崎A団地、金崎B団地、上平団地について立地適正化計画に基づく居住誘導区域内へ集約し、新たに市営住宅を整備します。</p>					
3. 概 要					
<p>(1) 事業内容 民間の資金と経営能力・技術力等を活用するPFIのうち、民間事業者が建設後、市へ所有権を移すBT (Build-Transfer) 方式で実施します。</p> <p>(2) 事業計画等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度 設計・測量調査 ・令和5年度 基本・実施設計及び本体建設工事 ・令和6年度 本体建設及び外構工事 ・令和7年度 入居開始 <p>(3) 事業費 253,314 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公有財産購入費 (実施設計分) 247,000 千円 (令和3年度債務負担行為を設定 (令和3年度～令和6年度) 3,410,000 千円) ・市営住宅整備事業モニタリング支援業務委託料 6,314 千円 					
4. その他					
<p>当該事業は、国庫補助事業である「社会資本整備総合交付金 (公営住宅等整備事業 (補助率 45%))」及び「公営住宅建設事業債」を活用し、実施します。</p>					